

社会福祉法人研水会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人研水会（以下「法人」という。）の役員等及び法人関係者の報酬及び勤務諸経費等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいい、法人関係者とは、顧問（参事・参与等）及び理事長より委嘱された委員等（評議員選任・解任委員，第三者委員，入退所判定員）をいう。

(報酬の支給基準)

第3条 社会福祉法第45条の3第1項及び厚生労働省令に基づき、民間事業者の役員報酬及び行政執行法人（独立行政法人通則法第52条第3項の適用を受ける法人等を含む）の国家公務員等の給与及び退職金等【国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）】を参酌し、各役員職務に応じた支給基準（別表1、別表2、別表3、別表4、別表5、別表6）を設定する。

(役員等及び法人関係者報酬)

第4条 役員・評議員及び法人関係者報酬総額（以下、「役員等報酬総額」という。）は新年度予算の法人事業収入総額（以下、「事業収入」という。）の6%以内とし、これを超えない範囲にて支給されるものとする。また、役員等報酬総額の上限は45,000,000円とする。尚、退職金及び慰労金は役員等報酬総額の範囲とは別に、第6条及び第7条に規定する範囲で支給されるものとする。

但し、理事長が法人の経営に大きな負担がかかると判断した場合には、この規程に定めるすべての報酬において一部または全部が支払われないことがある。

- 2 理事の報酬総額の上限額を42,000,000円、監事・評議員及び法人関係者の報酬総額の上限額を3,000,000円と定める。尚、事業収入に大幅な変更が生じた場合や役員等の定数および対象役員等の員数に変更があった場合など、必要に応じその額を見直すものとする。
- 3 評議員の報酬総額は前項の役員等報酬総額に含むものとし、法人の定款第8条（評議員の報酬等）に基づく範囲以内で支給されるものとする。
- 4 理事が理事会及び評議員会以外の日においても、法人及び施設の運営のための業務に継続かつ定期的に就業する場合は、理事の報酬総額の範囲内で理事長がこれを提案し理事会及び評議員会の承認を得て報酬を支払うことができるものとする。尚、交通費等の職員賃金規程に規定される諸手当は、別途、支給されないものとする。

- (1) 報酬は基本報酬及び業績報酬(別表1)(以下、「基本報酬等」という。)で構成される。なお、賞与の支給はないものとする。但し、第8条に定める報酬受給の方法を選択出来るものとする。
 - (2) 常勤の理事長が職員を兼務する場合は、職員賃金規程に定める職員給与・賞与の他に理事報酬総額の範囲内で「別表1:基本報酬()内の額および業績報酬」を支給基準とし、あわせ支払うことができるものとする。
- 5 理事は、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に継続かつ定期的に就業する場合は、理事報酬総額の範囲内で理事長がこれを決定し理事会の承認を得て報酬を支払うことができるものとする。尚、交通費等の職員賃金規程に規定される諸手当は、別途、支給されないものとする。
- (1) 常勤専従の理事報酬は、基本報酬等(別表2)で構成される。なお、賞与の支給はないものとする。但し、第8条に定める報酬受給の方法を選択出来るものとする。
 - (2) 常勤の理事が職員を兼務する場合は、職員賃金規程に定める職員給与・賞与の他に理事報酬総額の範囲内で「別表2:基本報酬()内の額および業績報酬」を支給基準とし、あわせ支払うことができるものとする。
- 6 非常勤の役員・評議員及び法人関係者が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表3の範囲内において報酬を支払うことができる。尚、隣接する市町村での業務に於いては、原則、交通費等の実費弁償費が含まれるものとする。但し、業務の内容(時間等)により規定する範囲を超える場合や旅費規程が適応する場合は、理事長がこれを判断し決定するものとする。
- 7 法人の顧問においては、その業務内容・勤務体制等を鑑みて別表3・別表4とは別に契約を締結する事ができる。また、その報酬額および支払い方法は理事長が決定出来るものとする。

(各会への出席報酬等)

第5条 非常勤役員等及び法人関係者が各会に出席したときは、別表4の範囲内において報酬を支払うことができる。但し、当該役職を兼務する場合は、重複して支払われないものとする。

また、同日にあわせて法人の業務等を行った場合は、出席報酬とは別に第4条第5項に基づき、別表3のとおり報酬を支払うことができるものとする。尚、常勤の役員等には支払われないものとする。

(退職金及び慰労金の支給)

第6条 退職金及び慰労金は、常勤及び非常勤の役員等へ以下に示す場合において支払うことができるものとする。

- 2 退職金は、理事長及び常勤の理事を対象とし、別表5に基づき手当を支払うことができるものとする。尚、この規程の退職とは、理事長及び常勤の理事すべての任務が解かれ、再任用が予定されていない状態のことをいう。
- 3 退職金の額は、退職日報酬月額「別表1または別表2の基本報酬等（専従）」×勤続年数支給率+調整額（別表5）で構成されるものとする。尚、勤続年数については、対象役員就任月より計算され、職員の勤続年数は含まないものとする。
- 4 理事長の退職金限度額を80,000,000円とし、常勤の理事の退職金限度額を11,000,000円と定める。
- 5 調整額の基準額は、理事長1月分を100,000円、常勤の理事1月分を30,000円と定める。
- 6 役職の変更があった場合には、それぞれの役職ごとに計算されるものとし、退職する際に合算され支払われるものとする。
- 7 職員兼務役員から専従役員となった場合には、職員の兼務期間及び兼務想定期間（職員退職共済想定額等）を鑑み不利益が生じないように手当の支給率等の調整を図るものとする。
- 8 退職金の支払いについては、当該役員でなくなった月より6か月以内に通知され、本人の指定する口座へ振込支払うものとする。
- 9 慰労金は、非常勤役員等の任期満了時に法人への貢献に対し別表6のとおり支払うことができるものとする。
- 10 慰労金の支払いについては、原則、任期満了に伴う役員等の改選について審議・決議される役員会等に出席した際に支払うものとする。

（退職金及び慰労金の支給制限）

第7条 退職金及び慰労金は、以下に示す事由にて一部または全部を支払わないものとする。

また、この支給制限及びその額は理事長が個別に判断し決定できるものとする。

- （1） 退職金は勤続年数が一年未満の者には支給されないものとする
- （2） 慰労金は会議等の出席回数が2/3に満たない場合、また、任期途中で辞任した場合には支給されないものとする。
- （3） 慰労金は当該役員等の書面による申告がされた場合には、当該役員等は支払いを受けないことができるものとする。

（通常報酬の支払い方法等）

第8条 本規程の理事長及び常勤の理事の通常報酬については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、当月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に指定される金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。また、報酬の支払額は、原則、源泉所得税額等を控除した額を支払うものとする。

尚、第4条第6項ならびに第5条第1項に規定する報酬は別表3・別表4に定める額より源泉所得税額等を控除した金額をその勤務当日に現金にて直接支払うこととし、常勤、非常勤役員等の退職金及び慰労金の支払い方法は第6条第8項及び第10項に定めるとおりとする。

(1) 受給方法の選択

①通常支給

別表1または別表2の通り

②賞与想定支給（兼務理事は、除く）

基本報酬等×12ヶ月を15分の1＝1ヵ月分として月毎の支給とし、15分の3については職員賞与等の支給月（7月・12月・3月予定）に支払うものとする。

- 2 前項に含まれない役員等については、原則、その都度現金にて支払うものとする。
尚、報酬の支払額は、原則、源泉所得税額等を控除した額を支払うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年6月16日より施行され、一部退職金に関する事項のみ平成29年度より適用する。

別表1 理事長報酬基準表

(単位：円)

等級	基本報酬基準月額 () 内職員兼務	業績報酬月額	備考
3	1,380,000 (630,000)	182,500	
2	1,250,000 (500,000)	156,250	
1	1,125,000 (375,000)	125,000	

※業務報酬については、専従理事、兼務理事共に共通の報酬額とする。

別表2 常勤の理事報酬基準表

(単位：円)

等級	基本報酬基準月額 () 内職員兼務	業績報酬月額	備考
3	900,000 (160,000)	100,000	
2	783,750 (115,000)	60,000	
1	657,500 (80,000)	30,000	

※業務報酬については、専従理事、兼務理事共に共通の報酬額とする。

別表3 非常勤役員等及び法人関係者の業務報酬基準表

(単位：円)

名 称	報酬 (範囲)	備考
役員等及び法人関係者業務報酬等 業務範囲：4時間未満	12,480	※現物報酬含む
役員等及び法人関係者業務報酬等 業務範囲：4時間以上	26,630	※現物報酬含む

※実費弁償費（交通費等）の支給については、原則、含むものとする。但し、第4条第5項に基づき、旅費規程により支払われ場合がある。

別表4 非常勤役員等及び法人関係者の出席報酬基準表

(単位：円)

名 称	報酬 (上限)	備考
役員出席報酬等	12,480	
評議員出席報酬等	12,480	
評議員選任・解任委員出席報酬等	12,480	

第三者委員出席報酬等	8,150	
入退所判定委員出席報酬等	5,340	
顧問出席報酬	12,480	

※①実費弁償費（交通費等）の支給については、原則、含むものとする。但し、第4条第5項に基づき、旅費規程により支払われ場合がある。

別表5 理事長・常勤の理事退職金等支給率表

(単位：円)

勤続年数	理事長 基本額（率）	理事 基本額（率）	理事長 調整額（月分）	理事 調整額（月分）
1	0.5	0.25	1	0.75
2	1.00	0.53	2	1
3	1.83	0.63	3	2
4	2.67	0.73	5	3
5	3.51	0.83	10	5
6	4.34	1.11	15	7
7	6.69	1.39	18	9
8	7.53	1.67	20	11
9	8.37	1.95	22	13
10	11.61	2.23	23	14
11	12.79	2.51	24	15
12	13.91	2.79	25	15
13	15.06	3.87	26	15
14	16.21	4.26	27	16
15	17.89	4.63	28	16
16	19.56	5.02	29	16
17	21.23	5.40	30	17
18	22.91	5.96	31	17
19	24.58	6.52	31	18
20	26.26	7.07	32	18
21	27.93	7.63	32	19
22	29.60	7.93	33	20
23	31.28	8.15	34	21
24	33.27	8.25	36	21
25	34.77	8.35	38	22

26	36.28	8.45	40	22
27	37.79	8.55	42	23
28	39.29	8.65	44	23
29	40.80	8.75	46	24
30	42.31	8.80	48	24
31	42.98	8.90	50	25
32	43.80	9.00	52	25
33	44.31	9.05	54	26
34	45.81	9.10	56	26
35	46.32	9.15	58	27
36	46.83	9.20	60	27

※36年目以降は同じ

別表6 慰労金（非常勤）

（単位：円）

役職名	報酬（範囲）	備考
理事（2年）	20,000円	
監事（2年）	20,000円	
評議員（4年）	40,000円	

※任期満了時